

＜対策のポイント＞

漁業に関する国際規制の強化に対応するため、閣議了解に基づく減船を実施した漁業者に対する救済費及び処理費交付金を交付します。

＜事業目標＞

国際漁業の計画的かつ円滑な再編整備の推進

＜事業の内容＞

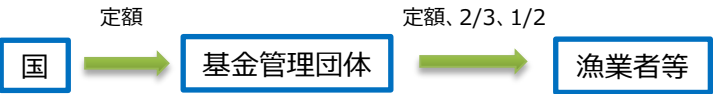
1. 減船漁業者救済対策事業

再編整備の実施計画に従って廃業した者に対し、救済費交付金を交付します。

2. 不要漁船処理対策事業

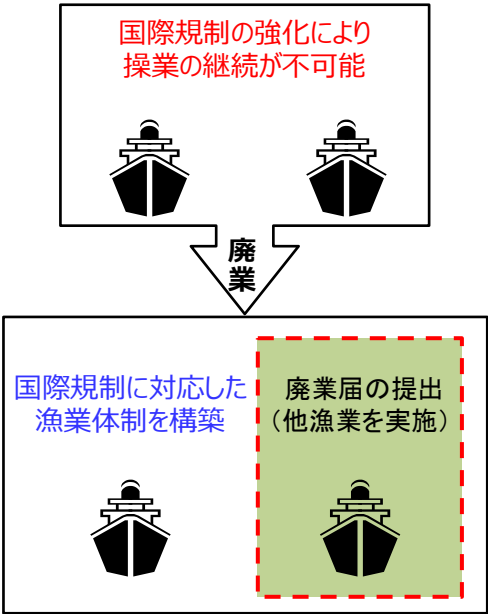
再編整備の実施計画に従った廃業により不要となった漁船を処分した者に対し、処理費交付金を交付します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 減船漁業者救済対策事業
(救済費交付金の交付)



2. 不要漁船処理対策事業
(処理費交付金の交付)

